

令和2年度事業計画

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

一般社団法人横浜市電設協会

1 事業方針

建設投資は大型プロジェクトの終了などの懸念事項があるものの、公共投資を中心にほぼ同等に推移すると見込まれており、地域建設業界については同様な動きになると見られています。一方、建設業界の課題として担い手の不足があり、その様な状況からも働き方改革が求められています。昨年には「新・担い手三法」として担い手三法の一体的改正が行われ、今後順次運用段階に入り、改革に向けた取り組みが進められているところです。これには公共工事における、適正な工期の設定、施工時期の平準化などの対応が含まれています。

このような動きに合わせ、建設業界の持続力を高めるために、働き方改革や生産性の向上の取り組みを進め、長時間労働の是正や休日の確保など将来の担い手である若者を建設業界に呼び込むための環境整備を強力に推し進め、進化させていかなければならないと思います。

当協会は「電気設備工事施工マニュアルの編集」、「高校生インターンシップ受入事業」、「各種講演会」及び「各種講習会」を通じて担い手の確保・育成及び技術・技能の継承を支援し、建設業界の発展に寄与するため、次の方針を掲げ各種事業を推進致します。

(1) 経営基盤の強化

- ① 担い手の確保・育成及び技術・技能の継承を支援するために各種の事業を展開します。
- ② 協会の普遍的な目標である「技術力の向上」と「安全性の向上」及び「情報通信技術（ICT）の推進」などの実現を目指して各種講習会や講演会を開催します。
- ③ 経営合理化による本業の強化に併せ経営の多角化に関する研究など、多くの情報の提供と連携の強化に努めます。

(2) 調査・研究の推進

- ① 低炭素社会に向けた環境対策及び省エネルギー推進など環境問題に関する調査研究に積極的に取り組みます。
- ② ICT活用の流れは公共調達の案件のみならず、業界に必要とされる構造的な変革を促すものであり、継続して調査研究と啓発に努めて参ります。
- ③ 低価格入札は、適正価格を誇大価格の如く見誤らせ、発注価格に悪い影響を及ぼすことが懸念されます。入札・契約制度の実態を監視しながら、その対策及び意識啓発に努力します。

(3) 公益事業の推進

「高校生インターンシップ受入事業」、横浜市公共建築物に係る震災時の応急措置の協力に関する協定に基づく「即時出勤訓練」、「公共工事安全パトロール」及び「電気設備工事施工マニュアルの編集」などの公益目的事業は当協会に課せられた社会的使命であり、横浜市当局及び地域内関連団体との連携を密にし、市民に信頼される法人としての諸事業を推進します。

2 事業計画

- (1) 電気工事に関する技術の向上のための指導及び調査研究事業（技術委員会）
 - ① 施工技術の高度化等に伴う技術開発及び調査研究
 - ② 技術講演会の開催
 - ③ 情報・通信技術の現状とその対応に関する講演会の開催
 - ④ その他、上記の事業を達成するために必要な事業

- (2) 電気工事業の経営の合理化に関する指導及び調査研究事業（経営委員会）
 - ① 経営合理化に関する指導および講演会の開催
 - ② 人材育成支援事業の実施
 - ③ 雇用管理等に関する指導および講演会の開催
 - ④ 高校生インターンシップ受入事業の実施
 - ⑤ その他、上記の事業を達成するために必要な事業

- (3) 電気工事の安全管理に関する指導及び調査研究事業（安全委員会）
 - ① 経営首脳者安全衛生セミナーの開催
 - ② 安全衛生推進大会の開催（技術委員会と合同）
 - ③ 安全衛生責任者（職長）教育の開催
 - ④ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び特別教育の開催
 - ⑤ 足場組立解体作業主任者技能講習及び特別教育の開催
 - ⑥ 上級救命救急講習の開催
 - ⑦ 各種特別教育等（フルハーネス型安全帯使用作業他）の開催
 - ⑧ その他、上記の事業を達成するために必要な事業

- (4) 電気工事に関する普及啓発のための情報収集及び提供事業（広報委員会）
 - ① 機関誌の発行
 - ② ホームページ等情報提供事業
 - ③ その他、上記の事業を達成するために必要な事業

- (5) 関係行政機関が行う災害防止活動に対する協力（安全委員会・技術委員会）
 - ① 公共工事安全パトロールの実施
 - ② 震災時における即時出動体制への対応
 - ③ その他、上記の事業を達成するために必要な事業

(6) 渉外対策事業（渉外委員会）

- ① 官公庁及び民間工事における分離発注の対策ならびに推進
- ② 政界・官公庁その他関係機関に対する要望陳情
- ③ 入札・契約制度等に関する調査研究
- ④ その他，上記の事業を達成するために必要な事業

(7) 会員相互の情報交換及び親睦を図るための会員交流事業（運営委員会）

- ① 通常総会の運営
- ② 定例会等の開催
 - ア 納涼例会
 - イ 忘年例会
 - ウ 講演例会
 - エ 会員交流会
- ③ 賀詞交換会の開催（渉外委員会と合同）
- ④ その他，上記の事業を達成するために必要な事業

(8) その他目的を達成するために必要な事業

- ① 関係行政機関との連絡会の開催
- ② 関連団体との連絡会の開催
- ③ その他，上記の事業を達成するために必要な事業